

住民票の写しや印鑑証明などのコンビニ交付サービスが始まりました

マイナンバーカードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などを全国のコンビニエンスストアなどのキオスク端末(マルチコピー機)で取得できます。窓口での請求書などの記入をせずに、利用できますのでご活用ください。

▶取得できる証明書

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 所得課税証明書
- 戸籍謄・抄本(行田市に住民登録がされていない方は事前登録が必要)
- 戸籍の附票の写し(行田市に住民登録がされていない方は事前登録が必要)

▶利用時間

- 午前6時30分～午後11時
- ※年末年始、メンテナンス日を除く
- ※戸籍謄・抄本および戸籍の附票の写しに関しては平日午前9時～午後5時

▶利用できる店舗 全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなどのコンビニエンスストアなど。また、キオスク端末の設置されているスーパーマーケットやドラッグストアなどでも利用できます。

※一部利用できない店舗あり

▶手数料

- 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、所得課税証明書は1通200円。
- 戸籍謄・抄本は1通450円。

▶必要なもの マイナンバーカード、有効な電子署名(利用者証明用電子証明書)

▶サービス利用時の注意

- コンビニエンスストアで取得した証明書は、返品や交換はできません。
- 住民基本台帳カードや個人番号通知カードは利用できません。
- 利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)を3回連続で間違えた場合、ロックがかかってしまい、利用できなくなります。ロックの解除や暗証番号を忘れた方は、本人がマイナンバーカードを持参し、市民課で暗証番号の再設定を行ってください。
- 戸籍の届出や市・県民税額の更正などがある場合、反映されるまで一部の証明書が取得できない場合があります。
- 証明書が2枚以上にわたる場合、ホチキス留めはされていませんので、取り忘れに注意してください。
- コンビニ交付サービスでは厳重なセキュリティ対策を行っていますが、マイナンバーカードを他人に預けたり、暗証番号を教えたりするなどの行為は、悪用される恐れがありますので、マイナンバーカードの保管、暗証番号の管理には十分注意してください。

▶問い合わせ 市民課(内線248)

軽自動車やバイクなどの廃車・変更の届け出をお忘れなく

軽自動車・バイクなどにかかる軽自動車税(種別割)は、使用の有無に関わらず、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。次のようなときは、必ず届け出をしてください。

- 売買や譲渡により所有者が変わった
- 行田市を転出した
- 車両を入れ替えた
- 車両を廃棄した
- 車両を盗まれてしまい今は所有していない
- 所有者が死亡した

車種	届け出に必要なもの	届け出・問い合わせ
原動機付自転車(125cc以下のもの)	名義変更 → 新所有者の印鑑(朱肉を使用するもの。認印可) 標識交付証明書 譲渡証明書 廃車 → ナンバープレート 所有者の印鑑(朱肉を使用するもの。認印可) 標識交付証明書	税務課市民税担当(内線235)
小型特殊自動車(農耕用トラクターなど)	①検査登録事務所には 廃車 → ナンバープレート ※必要書類などは検査登録事務所へお問い合わせください。 ②市役所には 名義変更 → 登録事項等証明書 譲渡証明書 新所有者の印鑑(朱肉を使用するもの。認印可) 廃車 → 登録事項等証明書 所有者の印鑑(朱肉を使用するもの。認印可)	※検査登録事務所と税務課の両方へ届け出が必要です。 ①関東運輸局熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027 ②税務課市民税担当(内線235)
その他の二輪車(125ccを超えるもの)	名義変更 廃車 住所変更	手続きの種類により必要書類が異なりますので届け出先に問い合わせください。 関東運輸局熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027 軽自動車検査協会埼玉事務所熊谷支所 ☎050-3816-3112
軽自動車(三・四輪車)		

▶問い合わせ 同課市民税担当(内線235)

行田税務署管内で納税表彰を受けた方を紹介します

長年にわたり、申告納税制度の発展と納税思想の高揚に多大な貢献をしてこられた方に、行田税務署長から表彰状が贈呈されました。

▶受賞者(順不同)

新井 誠氏(公益社団法人 行田法人会常任理事)
 同法人は、税の啓発や租税教室を積極的に行っている団体であり、団体の広報活動を通して納税思想の高揚に貢献されました。

堺 啓子氏(行田税務署管内納税貯蓄組合連合会監事)
 団体の広報活動を通して、納税貯蓄組合の目的である納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付に貢献されました。

▶問い合わせ 行田税務署 ☎556-2121(自動音声案内2番を選択)

令和2年度 中学生の「税についての作文」入賞者(敬称略)

国税庁と全国納税貯蓄組合共催の中学生の「税についての作文」募集に、行田税務署管内の中学生から1,275編の応募がありました。市内からは次の方々が入賞しましたので紹介します。

関東信越税理士会埼玉県支部連合会長賞

ナンバー1 日本 南河原中学校3年 河合 亮佑

行田税務署長賞

税金の使い道 埼玉中学校3年 松本 莉瑚

行田税務署管内納税貯蓄組合連合会長賞 銅賞

税金と共に暮らし 長野中学校3年 根岸 知弘

行田税務連絡協議会長賞佳作

より良い社会にするために 長野中学校1年 深井 千愛

行田税務署管内納税貯蓄組合連合会長賞 入選 (順不同)

国境を越えて活躍する税 太田中学校2年 高橋 心寧
 税の重要さ 西中学校3年 島田 里菜

▶問い合わせ 行田税務署 ☎556-2121(自動音声案内2番を選択)

ご存じですか 本人通知制度

本人通知制度とは、代理人や第三者の請求により住民票の写しなどを交付したとき、事前に登録した本人にその事実を通知するものです。この制度により、住民票の写しなどの不正取得の早期発見や抑制につながることが期待されます。

なお、登録有効期限はありませんが、住所・氏名・本籍などに変更があったときには14日以内に変更届出書を提出してください。提出がない場合には登録廃止となります。

▶対象 本市の住民基本台帳または戸籍簿に記録のある方

▶登録方法 本人確認書類(運転免許証など)を持参の上、市民課で申請してください。

▶通知内容 代理人や第三者に交付した年月日、証明書の種別および通数、交付請求者の種別

▶注意 通知の対象となるものは、代理人請求や第三者請求ですが、請求理由や請求先によっては、通知しない場合があります。

▶問い合わせ 同課市民担当(内線249)

乗用農機具(コンバイン・田植え機・トラクターなど)のナンバー登録はお済みですか

軽自動車税(種別割)は公道を走るか走らないかに関わらず、対象となる車両を所有していることで課税されます。乗用農機具(大型特殊自動車に分類されるものを除く)をお持ちの場合は、課税対象としての登録が必要です。

購入時には必ず税務課へ届け出の上、ナンバーを取得してください。また、車両を入れ替えた場合も届け出が必要となります。なお、すでに対象となる乗用農機具をお持ちでナンバーを取得していないものがありましたら、ご連絡ください。

▶問い合わせ 同課市民税担当(内線235)